渋谷区感染症予防計画

素案

令和6年2月

健康推進部 地域保健課 感染症対策係

目次
略称一覧
第1章 基本的な考え方
第 1 基本方針
1 総合的な感染症対策の実施
2 区における健康危機管理体制の強化
3 関係行政機関との連携体制の強化
4 人権の尊重
5 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供
第2 関係機関の役割及び医師等医療従事者の責務
1 都の役割
2 区・保健所の役割
3 東京都健康安全研究センターの役割
4 医師等医療従事者の責務
5 医療関係団体の役割
第2章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策
第1 感染症の発生予防のための施策
1 感染症発生動向調査
2 予防接種施策の推進
第2 感染症発生時のまん延防止のための施策
1 積極的疫学調査の実施等
2 防疫措置
3 検査体制
4 相談体制の確保
5 関係部門と連携した対応
第3 医療提供体制の整備
1 医療の提供1
2 医療機関ごとの役割1

3 感染症患者の移送のための体制確保……………………12

第 4	国・都・他区及び関係機関との連携協力の推進13
1	国との連携協力等13
2	都・他区との連携協力13
3	関係機関との連携協力14
第 5	調査研究の推進及び人材の育成14
1	調査研究の推進14
2	感染症に関する人材育成14
第 6	感染症に関する知識の普及啓発と情報提供15
1	正しい知識の普及啓発15
2	感染症の発生動向等の情報提供15
第7	保健所体制の強化・・・・・・・16
1	
2	デジタル技術の活用促進16
3	
4	実践型訓練の実施17
5	地域の関係機関等との連携強化17
第3章	章 新興感染症発生時の対応・・・・・・・・18
第1	基本的な考え方18
1	新興感染症の定義18
2	体制の確保に係る流行時期の考え方18
第 2	区の対応
1	情報の収集・提供18
2	積極的疫学調査の実施18
第3	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上19
東	京都健康安全研究センター・医療機関等による検査体制構築19
第4	感染症に係る医療を提供する体制の確保19
1	入院医療(病床の確保)19
2	外来医療(発熱外来)22
3	外出自粛対象者等への医療の提供22
4	医療人材の派遣体制の確保23

5	医療機関における個人防護具の備蓄23
6	患者移送のための体制の確保24
第5	自宅療養者等の療養環境の整備25
1	自宅療養者等の健康観察25
2	自宅療養者等の療養環境の整備・生活支援25
3	自宅療養者への医療支援25
第 6	高齢者施設・障害者施設等への支援25
1	高齢者施設・障害者施設等に対する感染症対策支援25
2	高齢者等医療支援型施設26
第7	臨時の予防接種26
第8	保健所の業務執行体制の確保26
1	有事における対応体制の整備26
2	人員体制の確保等26
3	外部委託や一元化27
第4章	近 その他感染症の予防の推進に関する施策······27
第1	特に総合的に予防施策を推進すべき感染症対策28
1	結核対策28
2	H I V/エイズ、性感染症対策······28
3	一類感染症等対策·······28
4	蚊媒介感染症対策29
5	麻しん・風しん対策29
6	新型インフルエンザ等対策29
第 2	その他の施策30
1	災害時の対応30
2	外国人への対応30

略称一覧

本計画では以下の略称を用いる。

略称	正式名称・意味など		
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10		
	年法律第 114 号)		
改正感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を		
	改正する法律(令和4年法律第96号)		
基本指針	感染症法第 9 条に規定する感染症の予防の総合的な推進を図るため		
	の基本的な指針		
特定感染症予防指針	感染症法第 11 条に規定する当該感染症に係る原因の究明、発生の予		
	防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携その		
	他当該感染症に応じた予防の総合的な推進を図るための指針		
予防計画	感染症法第 10 条に規定する感染症の予防のため		
	の施策の実施に関する計画		
対処計画	感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく 行動計画、及び地域防災		
	計画、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に基づく医療計画等を踏ま		
	え作成される「健康危機対処計画」の略称		
保健所設置市	保健所を設置している指定都市、中核市、保健		
	所政令市及び特別区		
新感染症	感染症法第 6 条に規定する人から人に伝染すると認められる疾病で		
	あって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が		
	明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤		
	であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影		
	響を与えるおそれがあると認められるもの		
新興感染症	国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新たな感染症		
	(新型インフルエンザ等感染症、指定感染症 (当該指定感染症にかかっ		
	た場合の病状の程度が重篤であり、かつ全国的かつ急速なまん延のお		
	それがあるものに限る。) 及び新感染症)		
新型コロナ	新型コロナウイルス感染症		
都	東京都		
X	渋谷区		
保健所	渋谷区保健所		
健康安全研究センター	東京都健康安全研究センター		

IHEAT	Infectious disease Health Emergency Assistance Team の略称(感染症		
	のまん延等の健康危機が発生した場合に、保健所等の業務を支援する		
	地域の保健師等の専門職を派遣する仕組み)		
特定感染症指定医療機関	感染症法第 6 条に規定する新感染症の所見がある者又は一類感染症、		
	二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当		
	させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院		
第一種感染症指定医療機関	感染症法第 6 条に規定する一類感染症、二類感染症又は新型インフル		
	エンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知		
	事が指定した病院		
結核指定医療機関	病院、診療所及び薬局のうち、結核患者に対する適正な医療を担当する		
	のに適当と認められるもの		
第二種感染症指定医療機関	感染症法第 6 条に規定する二類感染症又は新型インフルエンザ等感		
	染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定し		
	た病院		
第一種協定指定医療機関	新興感染症発生等公表期間(※)に新興感染症の患者の入院を担当し、		
	都の要請に基づき病床を確保する医療機関		
第二種協定指定医療機関	都と協定を結び新興感染症の発熱外来を担当する医療機関		

第1章 基本的な考え方

第1 基本方針

1 総合的な感染症対策の実施

渋谷区は、首都の交通・経済・観光の要所として人の往来が活発な地域のため、感染症の国内発生早期から対応が必要となる可能性が高い。感染症の発生や拡大に備えた事前対応を推進するため、基本指針や都予防計画を元に本計画を定め、普及啓発、サーベイランスや防疫体制の強化、医療提供体制の整備や必要な資器材の備蓄などを図る。感染症発生時は、拡大及びまん延を防止するとともに、都や医療機関等と連携して適切な医療を提供する体制を確保する。

また、区は都が設置する東京都感染症対策連携協議会(保健所設置区市、医師会等の関係団体等で構成)において、予防計画に基づく取組状況の報告を行い、感染症の発生およびまん延を防止するための関係者間の連携を強化する。

2 区における健康危機管理体制の強化

感染症が疑われる原因不明の症例や、緊急に対応が必要な感染症が発生した場合などに、病原体の同定、感染拡大防止、医療提供、情報共有、広報等の対応を迅速かつ的確に講じることができるよう、区は、平時から関係機関と緊密な連絡体制の構築や初動態勢の確保などにより、感染症健康危機管理体制を強化する。

発生時に迅速かつ的確に対応できる検査、防疫体制を確立できるよう、検査対応、病原体サーベイランス、調査研究(ヒト、動物、環境試料等)、情報の収集・分析、公表などの体制を都と連携して確保する。

新型インフルエンザの感染拡大時など広域対応が必要となった場合には、「渋谷区新型インフルエンザ等対策本部」が中心となって関係各部・機関の総合調整、情報共有を図る。

3 関係行政機関との連携体制の強化

エボラ出血熱をはじめとする動物由来感染症、区民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の輸入が 危惧される中、や、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス感染症などの流行が 繰り返し発生していること等を踏まえ、感染症対応部署は、健康危機管理の観点から、食品、環境、 動物衛生部署や危機管理対策部門等と引き続き緊密に連携するとともに、国、都、他自治体、医師会 等関係機関との連携を強化する。

4 人権の尊重

保健所は、感染症法に基づく健康診断や感染症指定医療機関への入院勧告・措置等の対応や、感染した可能性がある者の健康観察等の対応に当たり、患者等の人権に配慮して目的や必要性について十分に説明を行う。

また、感染症の発生状況や対策の情報を広く一般に周知する必要がある時には、個人情報保護の 観点を踏まえ科学的知見に基づきまん延防止に必要な情報を公表する。

5 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供

区は、感染予防の普及啓発や感染症に関する情報提供を行う。国内でまれな感染症が発生した場合には、都や関係機関と連携を図り正確な情報提供に努める。

第2 関係機関の役割及び区民や医師等の責務

1 都の役割

(平常時)

- ・保健所設置区市、保健所、市町村等の関係機関に対する総合調整
- ・感染症に関する正しい知識の普及啓発
- ・発生時に備えた医療提供体制や感染症対応が可能な人材の確保・育成、国及び他の地方公共団体と の人材交流に関する体制整備
- ・区市町村、医療機関等に対して情報提供や技術的な助言
- ・「東京都感染症医療体制戦略ボード」で感染症専門家によるモニタリング分析により発生動向や医療提供体制への負荷を把握

(感染症発生時)

- ・国、関係機関、区市町村間の調整
- ・情報集約、業務の一元化等の対応により、区市町村を支援
- ・保健所、検査、医療提供及び宿泊療養等の体制構築

2 区・保健所の役割

(平常時)

- ・区民への普及啓発
- ・ 予防接種の実施
- ・保健所感染症対策職員の人材育成
- ・地域における感染症情報の収集・分析
- ・医療機関や医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係団体との連絡調整

(感染症発生時)

- ・疫学調査による原因究明、防疫措置による感染拡大防止対策
- ・区民への情報提供や保健指導
- ・臨時予防接種の実施
- ·区民相談
- ・感染症対応に必要な関係機関との連携
- ・都の広域調整による療養支援体制等の利用

3 東京都健康安全研究センターの役割

- ・都における感染症対策の技術的・専門的な実施機関
- ・検査能力の維持向上、感染症の原因や発生状況の調査、検査試薬等の備蓄や訓練
- ・緊急時の病原体の確保、検査法の構築、病原体の性状確認
- ・ゲノムサーベイランスを含む病原体情報等を、専門機関や東京iCDC、保健所等と共有
- ・基幹地方感染症情報センター(以下「感染症情報センター」という。)として、東京 i CDCと協力しながら国内外の感染症に関する情報を迅速に収集、分析
- ・都民や医療機関等の関係機関に発信、保健所等への専門的・技術的支援、人材育成

4 医師等医療従事者の責務

医師等医療従事者は、感染症対策に協力し良質かつ適切な医療の提供、感染症患者に対し治療や 感染拡大防止対応への理解を得るよう努める。

また、医師は感染症法に定める感染症を診断した時は、速やかに同法に基づく届出を保健所へ行う。届出については、感染症サーベイランスシステムを用いて行う。

病院・診療所は、施設における感染症の発生予防や拡大防止のために必要な措置を講じる。

5 医療関係団体の役割

医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療関係団体は、病原体の情報収集や感染症の集団発生又は 原因不明の感染症が発生した場合の適切な対応のため、平時より区と情報を共有し、病原体検査や 発生時対応の連携を図る。

感染症発生時には、一般医療体制を維持しつつ、区が実施する感染症対策に協力する。

第2章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策

第1 感染症の発生予防のための施策

1 感染症発生動向調査

(1)情報の収集・分析及び情報提供

区は、感染症の発生状況を収集・分析し、疾患の特徴、感染経路、基本的な予防対策、及び治療等の情報提供を行うとともに、流行状況に応じて感染拡大防止のための注意喚起を行う。

健康安全研究センターは、都の感染症情報センターとして感染症の発生状況や病原体情報を発信する。また、新興感染症の発生に備え、感染症発生動向調査システム (NESID) による迅速かつ正確な情報収集・分析が行えるよう、都、区、医療機関と緊密な情報連携体制を構築する。

(2) 定点医療機関(指定届出機関)の確保

五類感染症の定点把握感染症について、都内における患者の発生動向や病原体の検出等の状況をより的確に把握できるよう、都が指定する定点医療機関の選定について医師会の協力を得ながら確保に努める。

(3) 保健所への届出の周知徹底

保健所は医師会等の協力を得ながら医療機関に感染症の届出の重要性を周知し、診断を行った医師が感染症発生動向調査システム(NESID)を利用して働きかける。

また、感染症法に基づく獣医師が届出を行う感染症と動物についても、区は都と共に、獣医師が確 実に保健所に届け出るよう獣医師会等を通じて周知徹底を図る。

2 予防接種施策の推進

(1) 定期接種の着実な実施

予防接種法に基づく定期接種の実施主体である区は、地域の医師会、医療機関、保育所、幼稚園、 学校等と連携し、接種体制の確保及び接種状況等の情報集約と周知により接種率の向上に努める。

予防接種に必要なワクチンについては、区及び都、医師会、薬剤師会並びに医薬品製造・卸売業者 が連携して供給の偏在等が生じないよう調整し、安定的な供給の確保を図る。

(2) 健康危機管理の観点からの予防接種

区は、平常時からワクチン接種の重要性について啓発に努めるとともに、集団感染や地域的な流行が見られる場合必要に応じて、区民に対して予防接種を推奨する広報を行う。

感染症のまん延防止のために緊急に予防接種の実施が必要と判断される事態(予防接種法に基づ く臨時接種が行われる事態)や特定感染症予防指針に基づいて接種等を実施する場合、区は、都や 国、医師会、薬剤師会等の関係機関と連携して実施体制を構築する。

第2 感染症発生時のまん延防止のための施策

1 積極的疫学調査の実施等

保健所は、感染症にり患又はり患したことが疑われる患者が発生した場合や、集団感染など、通常の発生動向と異なる傾向が認められた場合、当該感染症の発生を予防、又は感染症の発生状況や原因等を明らかにするため、当該患者(疑似症患者や無症状病原体保有者を含む。)及びその関係者に対して、積極的疫学調査を実施する。

新興感染症や一類感染症の患者が発生した場合や、広域的に患者が発生した場合など、通常の対応ではまん延防止を図ることが困難な事態が生じた場合には、都と区が連携して調査を実施し、協力して対策を講じる。海外での感染症の流行情報についても、都、健康安全研究センター、医療機関、医師会等関係団体の間で情報共有に努め、区内の感染者の早期把握と迅速な対策を実施する。

区は、必要に応じ都の感染症対策部門と連携し、調査や保健指導等必要な対策を講じる。

区はこれらの仕組みを活用し、クラスターへの対応能力を強化し、病院や施設等に対しクラスターの早期収束のための支援を行う。さらに、大規模な集団発生事例が発生した場合などにおいて、都に総合調整を要請し、応援体制を求める。

2 防疫措置

保健所は、感染症法に基づく防疫措置を行うに当たり、適正な手続を遵守し、人権に十分配慮しながら、感染症の予防やまん延防止に必要な対応を進める。

また、患者等に措置の目的や必要性を十分説明して理解を得るように努める。

(1) 検体の採取等

検体の採取等の勧告・措置は、感染症法に基づき、感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者を対象に、まん延防止を目的に実施する。

(2)健康診断

健康診断の勧告・措置については、感染症法に基づき、当該感染症にかかっていると疑うに足りる 理由のある者を対象に実施する。

保健所が必要と認めた場合は、感染症法に基づき、感染した可能性がある者に対して、十分に説明 を行った上で、積極的疫学調査の一環として、検査を受けるよう要請する。

(3) 行動制限

就業制限については、対象者の自覚に基づく自発的な休暇や、就業制限の対象以外の業務に一時的 に従事させるなどの対応が基本となるため、保健所は、対策の必要性について対象者やその関係者の 理解を得られるように十分に説明を行う。

保健所は、一類感染症、新感染症等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、 感染拡大防止の観点から必要と認めた場合には、潜伏期間を考慮して定めた期間内における自宅又 はこれに相当する施設からの外出自粛等を要請する。

(4)入院勧告等

入院勧告を実施する際は、保健所は患者に対して、入院が必要な理由、退院請求、審査請求に関することなど、入院勧告の通知に記載された事項を十分に説明する。入院勧告等を行った場合、保健所は患者の人権に十分に配慮しつつ、医療機関と連携して患者の病状や治療経過等の情報を整理するとともに、まん延防止対策等を実施する。

保健所は、一類感染症、新感染症等にかかっていると疑うに足る正当な理由がある者に対して、良質かつ適切な医療を提供し、感染拡大を防止する観点から必要と判断した場合には、感染症指定医療機関での診療や入院を要請する。

感染症指定医療機関は、入院後も患者に対し必要に応じて十分な説明を行い、患者、家族及び関係者の精神的不安の軽減を図る。

(5)退院請求への対応

入院勧告・措置を受けた患者が、感染症法に基づく退院請求を行った場合、保健所は、医療機関と 連携して当該患者が退院基準に適合しているかどうかの確認を速やかに行う。

(6) 感染症の診査に関する協議会

渋谷区感染症診査協議会(以下「協議会」という。)は、入院勧告を受けた患者の入院期間の延長 を行う場合、保健所長の諮問に応じて審議をする。

協議会は、感染症の拡大防止の観点から、感染症に関する専門的な判断とともに、患者への適切な 医療の提供と人権尊重の観点からの判断も求められており、この趣旨を踏まえて審議をすすめる。

(7)消毒等の措置

感染症法に基づく消毒及びねずみ族・昆虫等の駆除が必要な場合、保健所長は、関係者の理解を得て、必要最小限の範囲で当該施設・場所の管理者等にその実施を命ずることができるが、管理者等による実施が困難な場合には、保健所が措置を実施する。消毒・駆除は、保健所が関係者の理解を得て、必要最小限の範囲で実施し、患者・感染者の人権について十分に配慮する。

それ以外の感染症法に基づく、検体の収去等の実施、飲食物、衣類、寝具等の移動制限、消毒、廃棄等の物件に係る措置、死体の移動制限、生活用水の使用制限、建物に係る立入制限、交通の制限又は遮断等を実施する場合、保健所は、関係者に十分な説明を行い、必要最小限の内容で対応を行う。

3 検査体制

(1) 東京都健康安全研究センターによる検査体制

健康安全研究センターでは、

新興感染症発生時には健康安全研究センター及び国立健康危機管理機構等と連携し、発生早期から病原体検査及びゲノム解析等を実施する。

(2) 医療機関等による検査体制構築の支援

新興感染症の発生に備え、関係機関との役割分担を明確にして、検査実施体制を構築する。

感染症流行初期においては、健康安全研究センターが検体の分析を実施するが、流行初期以降、公 的医療機関、特定機能病院及び地域医療支援病院等から段階的に、検査能力を有する全ての協定締結 医療機関に広げて対応できるように支援する。

4 相談体制の確保

区は、平時から感染症に関する情報提供に努め、区民からの相談に幅広く応じるとともに、感染症対策以外の相談や関係機関の所掌についての情報提供も併せて行う。さらに、新感染症や一類感染症を始めとした、これまで国内では発生事例がない、あるいは稀な感染症が発生した場合には、都と連携して専門相談体制を確保する。

5 関係部門と連携した対応

(1) 食品衛生担当係との連携

感染症、食中毒の双方が疑われる事例が発生した場合、保健所においては、保健所長の指揮の下、 食品衛生第一係・食品衛生第二係(以下「食品衛生担当係」という。)と感染症対策係は相互に連携 し、迅速に原因究明及び二次感染防止の指導等を行う。

調査の結果、食中毒であることが判明した場合には、食品衛生担当係は、原因物質に汚染された食品の販売禁止、原因施設の営業停止等の行政処分を行うとともに、必要に応じて、当該施設等の関係者に対して消毒等の指示を行う。

また、被害の拡大を防止するため、必要に応じ、患者や当該施設への保健衛生指導を行う。 食中毒対応については、 調査、措置、公表等を法律に基づいて実施する。

(2)環境衛生係との連携

水道水等飲料水を原因とする感染症が疑われた場合には、環境衛生係が感染症対策係及び食品衛生担当係と協力し、原因究明の調査等を行うとともに、感染拡大防止を図る。

公衆浴場、旅館業及びプール(以下「公衆浴場等」という。)において、環境水に由来するレジオネラ症が発生した場合、環境衛生係と感染症対策係が連携して対応し、施設に対する改善指導等を迅速かつ適正に行い被害拡大防止を図る。

その他環境水及びねずみ族・昆虫等を介した感染症が疑われる疾患が発生した場合も法律に基づ

いて必要な措置を講じる。

飲用以外の水による感染症が発生した場合は、保健所においては、保健所長の指揮の下に、環境衛生係が、原因究明に必要な調査、感染経路等の情報収集及び原因施設への立入制限等を行う。

(3)動物衛生部門との連携

動物由来感染症が疑われる事例が発生した場合、区は状況に応じて、患者及び関係者の病原体検 査、動物との接触状況の調査や対応を行う。

第3 医療提供体制の整備

1 医療の提供

(1) 良質かつ適切な医療の提供

感染症患者の入院治療を行う感染症指定医療機関は、患者に対して適切な医療の提供と併せて感染症の拡大防止措置を講じ、患者の人権に十分に配慮した説明と相談対応を行う。

(2) 医療提供体制整備の考え方

一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症については、感染症指定医療機関を中心とした早期の診断及び入院医療体制を整備し、患者の重症化防止及び早期回復と、感染拡大防止を図ることが重要である。

都は、医療機関等(病院・診療所・薬局・訪問看護事業所)と医療措置協定を締結し、新興感染症の発生やパンデミックに備え、個人防護具などの医療資器材や医薬品の備蓄、地域医療体制強化を推進する。

協定を締結した医療機関のうち、病床の確保に対応する医療機関を「第一種協定指定医療機関」として、発熱外来又は自宅療養者等の対応を行う医療機関を「第二種協定指定医療機関」として、都知事が指定する。

区は平時から関係機関等と協力し、早期に診断を行えるように支援するとともに、感染症法に基づく勧告・措置入院が必要となる患者を感染症指定医療機関に移送し、医療につなげる体制を確保する。

2 医療機関ごとの役割

(1) 感染症指定医療機関

ア 機能及び感染症病床の充実

感染症指定医療機関及び病床数については、国が示す感染症指定医療機関の配置基準をもとに、都が大都市の特性や新興感染症等の感染拡大についても考慮して確保する。

区は、不明疾患や発生がまれな感染症等を迅速かつ的確に診断し、すみやかに感染症医療機関への 受診に繋げる。

イ 特定感染症指定医療機関

国において、新感染症、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する特定感染症指定医療機関を指定する。都内においては1医療機関(国立国際医療研究センター病院)が指定されている。

ウ 第一種感染症指定医療機関

都は、一類感染症等の患者の入院医療を担当する第一種感染症指定医療機関を確保する。

エ 第二種感染症指定医療機関

二類感染症の患者の入院医療を担当する第二種感染症指定医療機関について、都は、区部全域を一 圏域として、必要な病床を確保する。

オ 結核指定医療機関

結核指定医療機関は、結核患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解と同意を得て治療を行う。結核患者に対する適正な医療機関を確保する。

(2) 協定指定医療機関

ア 第一種協定指定医療機関

都は、新興感染症発生等公表期間(※)¹に新興感染症の患者の入院を担当し、要請に基づき病床を確保する医療機関と医療措置協定を締結し当該医療機関を第一種協定指定医療機関として指定する。また、第一種協定指定医療機関が機動的に医療を提供できるよう、感染症対策に係る設備整備等を促進する。

イ 第二種協定指定医療機関(発熱外来)

都は、新興感染症の発熱外来を担当する医療機関と平時に医療措置協定を締結し、当該医療機関を 第二種協定指定医療機関として指定する。また、新興感染症発生等公表期間に新興感染症の自宅療養 者等への往診や健康観察を行う医療機関、薬局、訪問看護事業所についても第二種協定指定医療機関 として指定する。

また、医療機関の検査体制を計画的に整備するため、検査に関する事項を医療措置協定で締結する。

第二種協定指定医療機関(病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所)は、地域の医師会等の関係者と連携・協力し、必要に応じ、薬局や訪問看護事業所と連携し、施設入所者に対する往診や電話・オンライン診療等、医薬品対応、訪問看護等を行う。

患者に身近な診療所等が自宅療養者への医療を行う際は、患者の容体変化時に迅速に診療を行えるよう、できる限り健康観察に協力するよう依頼する。

¹ (※) 新興感染症発生等公表期間:厚生労働大臣による新興感染症に係る発生等の公表が行われた時から新興感染症と認められなくなった旨の公表が行われるまでの期間

(3)後方支援を行う医療機関

都は、新興感染症発生等公表期間に第一種協定指定医療機関又は第二種協定指定医療機関の後方支援として感染症からの回復後引き続き入院が必要な患者の転院受入や、感染症患者以外の患者の受入れを行う医療機関と協定を締結する。

締結状況等については、保健所や他の医療機関、都民にわかりやすい形で都のウエブサイト等において内容を公表する。

(4)一般医療機関

感染症指定医療機関以外の一般医療機関においても、感染症の診療を行っている。区は、医師会等 と連携し、一般医療機関に対して感染症に関する適切な情報を提供する。

一般医療機関は、これらの情報を積極的に活用し、感染症の診断、届出、治療並びに感染拡大防止 のための措置や患者等への指導など必要な対応を、患者の人権を尊重しながら実施する。

(備考) 感染症診療協力医療機関及び感染症入院医療機関

新型インフルエンザ等感染症対策における感染症診療協力医療機関及び感染症入院医療機関の役割等については、渋谷区新型インフルエンザ等対策行動計画の改定において整合を図っていく。

3 感染症患者の移送のための体制確保

(1) 感染症患者の移送のための体制確保

ア 一類感染症患者等の移送

- 一類感染症及び新感染症患者の移送は、都が所有する感染症患者移送専用車両を使用して、区及び 都、東京消防庁が連携して実施する。
- 一類感染症等の発生に備え、区及び都、東京消防庁第一種感染症指定医療機関等の関係機関と平時から連絡体制やウイルス性出血熱等に対応した感染防止資器材の確保、訓練などを実施する。

イ 二類感染症患者等の移送

二類感染症患者の移送は、原則区が契約した患者等搬送事業者(民間救急事業者)の活用し移送手段を講じる。

新型インフルエンザ等感染症患者の移送は、関係機関とも協議の上、区及び都が、あらかじめ構築 した患者等搬送事業者(民間救急事業者等)を活用した移送や、東京消防庁と連携した実施体制を構 築する。

(2) 東京消防庁への情報提供

東京消防庁が搬送した患者について、感染症法に基づく届出の必要があると医療機関が診断した

場合は、区又は医療機関から東京消防庁に当該感染症に関する情報を提供する。

第4 国・都・他区及び関係機関との連携協力の推進

1 国との連携協力等

(1) 国への報告・連携・総合調整の要請

区は、医師又は獣医師から感染症患者の発生等の届出があった場合、感染症サーベイランスシステムにより、国への報告を行う。

(2) 検疫所等との連携協力

検疫所は、検疫感染症*の国内侵入を防止するため、港湾・空港において船舶、航空機、入国者、 貨物に対する検査や診察を実施している。区は検疫所と連携して感染症の水際対策を実施する。

ア 隔離・停留の実施体制

検疫において、検疫感染症に感染した患者等が確認された場合は、一定期間、特定の場所に収容され他者との隔離が行われる。また、検疫感染症に感染したおそれがある者については、医療機関への 入院又は特定の宿泊施設・船舶内での待機(停留)が行われる。

新興感染症発生時においては、検疫所と都が入院先医療機関及び宿泊施設の確保を行う。

イ 健康監視の実施体制

検疫法に基づき、一定の期間を定めて健康状態について報告を求める措置(健康監視)を講じる対象者について、区は健康状態に異常が生じた旨の通知を受けた際に、都と連携して接触者の確認や感染拡大防止のための指導、適切な医療提供のための措置など必要な対応を行う。

ウ 海外での感染症流行時における注意喚起等

海外において注意を要する感染症が発生・流行している場合には、検疫所をはじめとする国の機関と都及び区が連携・協力し、渡航者への注意を呼び掛けるとともに、流行地域等からの入国者へ適切な行動の要請や注意喚起、医療機関への情報提供、患者(疑い患者を含む)発生時における迅速な報告を依頼する。

2 都・他区との連携協力

(1)消防機関への情報提供

消防機関に対しては都および区が感染症の発生状況等を提供する。

(2) 休日・夜間の連絡体制の確保

区は、休日・夜間の緊急時に備え、東京都保健医療情報センター「ひまわり」を通じて都との連絡

体制を確保する。

(3) 都区・区間の連絡調整

隣接する複数の区にわたる感染症が発生し、広域的な対応を要する場合には、関連保健所や関連自 治体が共通の対応方針を共有するため都に総合調整を依頼する。また、必要に応じ技術的助言や職員 の派遣などを要請する。

3 関係機関との連携協力

(1) 関係機関との連絡体制の確保

区は、それぞれ区医師会、学校等の関係機関、感染症指定医療機関、消防機関等と、平時から連絡 体制を整備し、緊密な連携協力体制を確保する。

(2) 発生時対応訓練の実施

区は、一類感染症等の発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関と適宜、情報伝達等の発生時対応訓練を実施し、即応体制を整備する。

第5 調査研究の推進及び人材の育成

1 調査研究の推進

区は、都及び健康安全研究センターと連携し、積極的疫学調査や感染症流行予測調査等の調査事業 を実施する。

2 感染症に関する人材育成

(1) 公衆衛生に係る人材育成

新型インフルエンザをはじめとする多様な感染症に対応できる感染症危機管理担当者を育成する。 人材育成方針を作成するとともに区は公衆衛生を担当する保健所等の職員を実務の中で育成し、国 や都、その他の専門機関が実施する研修等に派遣して専門性の向上を図る。

また、育成した人材を積極的に研修会の講師として派遣するなど、感染症対策が求められる各部 門で人材を活用していく。

(2) 医療機関の人材育成

区内の協定締結医療機関は、医療機関自ら研修・訓練を実施し、都、国立健康危機管理機構、その他の医療機関等が実施する研修・訓練に自施設の医療従事者を参加させる。区は研修・訓練の実施にあたり必要な支援を行う。

人材育成に当たっては、医師会等関係団体の協力を依頼し区内のリソースを効果的に活用するように努める。

(3) 発生時対応訓練の実施

一類感染症等の感染症の発生時における即応体制確保のため、区は定期的に関係機関と、情報伝達、患者移送・受入及び疫学調査等の訓練を行う。また、感染症指定医療機関等の関係機関が実施する訓練を支援する。

第6 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供

1 正しい知識の普及啓発

(1) 区による取組

区は、インターネットや広報紙による情報提供、キャンペーンの実施等により、平時から感染症予防についての正しい知識の普及に努めるとともに、学校、企業、交通機関等において、感染症に関する誤った理解や感染症の患者への差別や偏見により、人権を損なうことがないよう取り組んでいく。 区は、感染症の予防と理解を深めるための啓発活動を都と協力して実施する。

(2) 関係機関との連携による普及啓発の推進

感染症や予防接種に関する知識の普及を図るため、区は関係機関や団体等と連携して情報提供や 普及啓発に努める。

保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についての情報提供や相談対応等 に取り組んでいく。

2 感染症の発生動向等の情報提供

(1)的確な情報提供

区は、感染症発生動向調査等により感染症の発生状況を収集・分析し、区民や医療機関等に対し、 流行地域や患者数、疾患の特徴、感染経路、基本的な予防対策、治療法等の情報提供を行うとともに、 流行状況に応じて注意報・警報の発出や感染拡大防止のための呼びかけ等を行う。

これまで国内では発生がない、あるいはまれな感染症の発生など、感染拡大防止のために広く注意を喚起する必要がある場合には、区は、国や関係機関、都等と連携し、東京iCDCの知見も踏まえ、 集積した情報を分析の上、情報提供を行う。

(2) 個人情報の保護等

区は、感染症に関する情報の公表その他の感染症対策を行う際は、関係法令等に則して個人情報の 取扱いに十分な注意を払い、適切に対応するとともに、プライバシーの保護や感染症を理由とした差 別・風評被害の防止等にも配慮して対応を行う。 対策に関わる関係機関等にも法令遵守等の徹底を図る。

第7 保健所体制の強化

区は、地域における感染症対策の中核的機関として保健所を位置づけ、感染症の発生時には、疫学調査による原因究明や防疫措置の実施等により感染拡大防止を図るとともに、状況に応じた住民への情報提供や保健指導、住民からの相談に応じ地域の関係機関との連携を強化する。

1 人員体制の確保等

(1)計画的な体制整備

今後の新興感染症の発生に備え、区及び保健所は、応援職員の調整、臨時的任用職員、会計年度任用職員や人材派遣職員の活用、大学や医療機関、他自治体等関係機関への応援派遣など、外部人材を含めた人員確保のための調整を平時から行うとともに、受援体制の構築などを計画的に進める。あらかじめ応援職員等の担当する業務を整理してマニュアルを整備するとともに、必要な執務スペースや什器・OA機器等の確保等に取り組む。

(2)総合的なマネジメントを担う保健師の配置・機能強化

新興感染症の発生時等の有事に備え、関係機関との連絡調整その他の全体統括及び専門的知識を要する業務を担う職員として、保健所に統括保健師を配置し、保健師の育成や他自治体との連携、外部人材の受入れに向けた準備など平時から庁内組織や保健相談所と協議しながら有事に備えた体制を再構築し、所内の業務実施体制を整備する。

新興感染症の発生時には、区内の体制や取組内容が機能的に維持されるよう感染症対策に係る総合的なマネジメントを行う。

2 デジタル技術の活用促進

区は、新興感染症の発生等を見据え業務の効率化を推進するとともに、発生時には速やかに対応できるようデジタル技術の積極的な活用を図り、業務のDX化を推進する。

3 人材育成

(1) 区内全体の人材育成

結核やHIV、麻しん等の多様な感染症に総合的に対応し、新興感染症発生時などの感染症危機管理を担う人材を育成するため、区は保健所等の職員を対象として、健康安全研究センターや専国立感染症研究所等が実施する研修参加を促し専門性の向上を図る。

また、都が実施するIHEAT研修に区から職員を受講させる。

(2) 保健所職員等の人材育成

区は、感染症に関する専門研修の受講や OJT を通じて、保健師を含めた医療職の育成を図る。 また、専門職以外の保健所職員に対する所内研修を行い感染拡大時等に必要な対応力を強化する。

4 実践型訓練の実施

(1) 関係機関と連携した訓練の実施

一類感染症等の感染症の発生に対する体制確保のため、保健所、東京消防庁等の関係機関とともに、区内における患者発生を想定した情報伝達、患者移送・受入及び疫学調査等の訓練を定期的に実施する。

(2) 保健所の訓練

1類感染症の発生を念頭に情報伝達、患者移送・受入及び疫学調査等に関する実践的な訓練を実施する。また、新型コロナウイルス感染症相当のパンデミックを想定した受援体制の構築等の訓練を保健所職員向けに行う。訓練実施後は、その評価を行い、計画の見直しにつなげていく。

保健所職員等の研修・訓練回数(目標値)

保健所職員	年1回
医療従事者	年1回

5 地域の関係機関等との連携強化

保健所は、平常時から関係機関との連絡調整体制を確保し、発生時における役割分担や情報共有の 方法等について相互理解を図る。情報共有に当たり、迅速かつ効率的な伝達等を目的に関係機関のネットワークを強化する。

新興感染症の発生時の関係機関との役割分担に基づき的確に対応できるよう、保健・医療・福祉の 関係団体等との協力体制の構築に向けた取組を進める。

第3章 新興感染症発生時の対応

第1 基本的な考え方

1 新興感染症の定義

本計画における新興感染症とは、感染症法で規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び 新感染症を指す。

2 体制の確保に係る流行時期の考え方

新興感染症の性状、感染性などを事前に想定することは困難であるため、まずは現に発生し、これまでの教訓を生かせる新型コロナへの対応を念頭に流行時期を設定することとする。

なお、この想定を超える事態の場合は、国の判断の下当該感染症の特性に合わせて関係機関と連携 し、機動的な体制を構築する。

(1) 新興感染症発生早期(新興感染症発生から厚生労働大臣による発生の公表前までの期間)

特定感染症指定医療機関、第一種及び第二種感染症指定医療機関が中心に対応する。区は、その対応により得られた知見を含む国内外の最新の知見等に基づいて、随時収集及び医療機関等への情報提供を行いながら、体制を整備する。

(2) 新興感染症発生の公表後の流行初期(厚生労働大臣による新興感染症発生の公表後3か月を基本として必要最小限の期間を想定)

発生の公表前から対応実績のある感染症指定医療機関が、医療措置協定に基づいて対応する。また、流行初期対応を行うことになっている医療機関も、都の要請に基づいて順次対応していく。

(3) 新興感染症発生の公表後の流行初期以降

流行初期から対応してきた医療機関に加え、公的医療機関や、地域支援病院及び特定機能病院等医療措置協定を締結した全ての医療機関で患者対応対応を実施する。

第2 区の対応

1 情報の収集・提供

(1)海外での発生時における情報収集等

海外で新興感染症等が発生した場合には、区は国や健康安全研究センターから情報を収集し医療 機関等に対し国や都から収集した最新の疾病情報等について情報提供を行う。とともに区民にも信 用できる情報を提供する。また、保健所等において地域住民からの相談に対応し、区民の感染症への 不安の軽減・解消に努める。

(2) 医療機関等からの届出等に関する周知及び情報共有

区は、管内医療機関等に対し新興感染症の発生等に係る届出基準等の周知を行い、迅速・確実な情報把握に努める。区は医療機関からの情報を集約し、区内の発生状況を把握するとともに、都並びに関係機関と情報を共有する。

情報共有に当たっては、関係法令に則して個人情報を適切に扱うとともに、プライバシーの保護や 風評被害等を十分に考慮する。

2 積極的疫学調査の実施

新興感染症患者の発生届を受けた保健所は患者及び感染が疑われる接触者の調査を行う。積極的 疫学調査の方針変更時の意見調整や周知の方法等について、都や他区等関係機関と連携協議会等を 通じて共有し、疾患の特徴や感染状況等に応じた調査を適切に実施できる体制を整える。

また、都や関係機関と連携し、感染症の特性や積極的疫学調査の情報の分析を行った結果の提供を受けるなど、専門家の知見を活用する。

第3 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

東京都健康安全研究センター・医療機関等による検査体制構築

区は届けが出た患者から検体を採取し健康安全研究センターへ搬送する。発生早期は、健康安全研究センター、感染症指定医療機関が検査を実施し、流行初期には、これらに加え、流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結した医療機関が順次対応する。また、地域の実情に応じて区医師会等がPCRセンターを設置する。

流行初期以降は検査能力を有する全ての協定締結医療機関で対応する。 検査機関の整備に当たり区は施設の認定など運営の支援を行う。

第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保

1 入院医療(病床の確保)

(1)発生早期における入院医療体制

発生早期においては、特定感染症指定医療機関、第一種及び第二種感染症指定医療機関の病床を中心に入院体制を構築する。区はその枠組みを活用し、入院が必要となった患者について都・国等の専門家と連携し調整する。

(2) 流行初期における入院医療体制

流行初期は特定感染症指定医療機関、第一種及び第二種感染症指定医療機関が、入院医療体制を整備する。

区は、その枠組みを活用し、都と連携し入院が必要となった患者の入院調整を行う。

(3)流行初期以降における入院医療体制

都は、医療措置協定を締結した医療機関のうち公的医療機関等を中心に要請を行い、その後順次、 医療措置協定を締結した全ての医療機関に対して要請する。

区は、その枠組みを活用し、入院を要する患者の調整を行う。

(4) 重症者用病床の確保

都は、新型コロナ対応を踏まえ、集中治療室(ICU)への入室又は人工呼吸器管理が必要な重症者の治療ができる設備並びに医療体制が確保されている病床を重症者用病床として確保している。また、感染症の性状や感染状況、各医療機関の実情に応じて重症者用病床の柔軟な活用を行う。

区はその仕組みを活用し、重症者が必要な医療提供を受けられるよう支援する。

(5) 特に配慮が必要な患者の病床確保

新興感染症発生時における入院医療の提供にあたり、都は妊婦、小児、高齢者など患者の特性に応じた対応が必要なケースを受入可能な医療機関の確保や関係機関等との連携を図る。

区は、その対応を活用し、特別に配慮の必要な入院を要する患者に対する医療入院の支援を行う。

ア 妊産婦への対応

新興感染症が発生した際には、区は関係機関と連携し、新型コロナ対応において実施した妊産婦の 健康観察体制や療養環境を迅速に整備する。

区は受診や入院が必要な妊産婦について、東京都が行う妊産婦の受入医療機関の調整の仕組みを 活用し妊産婦の患者の支援を行う。

イ 小児への対応

都は新興感染症の発生に備え、年齢による入院条件や、親子入院の対応の可否等、医療機関によって異なる受入条件等をあらかじめ協議し、それに基づき医療提供体制を整備する。

区は関係機関と連携し、受診や入院が必要な小児に対し東京都が行う小児の受入医療機関の調整の仕組みを活用して小児の患者への入院医療を提供する。

ウ 障害児者への対応

各々の障害特性を踏まえた配慮が必要な障害児者について、関係機関が連携して対応体制の整備を図る。また、入院等医療が必要になった際は、都が実施する医療機関調整の仕組みを活用し、必要な医療提供を受けられるよう支援を行う。

エ 透析患者への対応

透析患者については、都が調整する当該感染症の感染経路、感染力(感染者数)、病原性、透析患者における重症化リスク等を踏まえ、フェーズに応じた透析医療提供体制を活用し、感染者であっても透析が確実に継続できる支援を行う。

自宅療養中の透析患者に対しては、外来維持透析医療機関への通院手段(搬送体制)を確保する。 また、必要に応じて、臨時の医療施設における透析医療の利用を検討する。

区の入院調整においては、都が災害時透析医療ネットワークと連携して対応する仕組みを活用する。

オ がん患者への対応

感染症発生・まん延時等においても必要ながん医療が受けられるよう、がん患者において緊急の対応を要する症状(別臓器からの出血、神経学的症状、異常所見等)が出現した場合には、対応可能な医療機関の協力を得て受け入れの調整を行う。

カ 認知症患者への対応

医療従事者等は、認知症の類型や進行段階を十分に理解し、容体の変化に応じて、患者本人の意向を十分に尊重して、医療を提供する必要がある。

そのため、平時から区は、かかりつけ医や看護師等の医療従事者等に向けた研修を実施するとともに、認知症患者の身体合併症等への対応を行う急性期病院等における行動・心理症状等への対応力を高め、適切な対応が行われるよう、医療機関内で指導的立場にある看護師を対象とした研修を行う等、認知症対応力向上に向けた人材育成を進め、新興感染症発生時には、感染症患者を受け入れる医療機関においても、適切に対応できる体制を確保していく。

キ 介護を必要とする患者への対応

患者の自立度、認知機能の低下の有無等により対応が異なることから、患者本人の意向を十分に尊重したうえで、区は、家族、ケアマネージャー、サービス提供者等、普段から患者の生活支援を行っている関係者と連携し、医療提供に必要な手段を講じる。

(6) 疑い患者への対応

新興感染症の疑い患者の受入れを担当する医療機関は、患者受入に当たって、その他の患者と接触 しないよう、独立した動線や個室等を確保するなど、適切な病床・病棟の運用を行う。

また、発生した新興感染症の性状等により、疑い患者への対応方法等は異なるものとなることが考えられるため、区は都・国等の専門機関と連携し、各医療機関に対し対応方針の周知に努める。

(7) 円滑な入院調整の仕組みの構築

新興感染症の発生時においては、新型コロナ対応の経験等を踏まえ、東京都が状況に応じ速やかに 入院調整本部を設置する。

区は入院調整に当たり、国の感染症サーベイランスシステム等を活用し関係者間において迅速か

つ効率的な情報共有等が可能な体制を整備する。

なお、病床がひっ迫するおそれがある場合には、重症度や基礎疾患の有無を考慮し、入院対象患者 の範囲や優先度を明確にしながら入院調整を行う。

(8) 臨時の医療施設の設置

都は新興感染症の発生時において、発生した感染症の性状や医療提供体制の状況等に応じて、機動的に臨時の医療施設を設置する。設置に際し、区は都と設置に対する協議を行う。

2 外来医療(発熱外来)

(1) 発生早期における外来医療体制

発生早期においては、特定感染症指定医療機関、第一種及び第二種感染症指定医療機関を中心に対応する。区はその枠組みを活用し受診が必要な対象者への受診調整を行う。

(2) 流行初期における外来医療体制

流行初期においては、まず特定、第一種及び第二種感染症指定医療機関が、医療措置協定に基づく対応を行い、その後、感染症の性状や感染状況、通常医療の状況等を踏まえ、都と国等の専門機関が連携し、臨床情報を含めた国内外の最新の情報・知見等を提供した上で、都から第二種協定指定医療機関のうち、流行初期対応を行う医療機関に対し、診療体制の整備を要請する。

区は受診が必要な対象者へ受診の案内を行う。

(3)流行初期以降における外来医療体制

流行初期以降においては、都は、流行初期対応を行う医療機関に加え協定に基づいて発熱外来を設置する医療機関を拡大する。

区は区民に対し、流行段階に応じ受診調整、発熱外来を開設する医療機関の情報提供等を行う。

(4)地域における診療体制の確保

区は、新興感染症発生時においても、身近な地域で診療を受けられる機会を可能な限り確保するため、感染症医療に対応可能な区内の診療所に、協力を要請し都と医療措置協定を締結するための調整を行う。

医師会等の関係団体と協力し、地域における感染症医療と通常医療の役割を確認し、通常医療を担う診療所においてかかりつけ患者からの相談に応じることや、センター方式での当番診療など、地域の実情に応じた連携を促し、診療体制の確保に努める。

3 外出自粛対象者等への医療の提供

(1) 発生等公表期間における対応

新興感染症発生時には、自宅・宿泊療養者・高齢者施設での療養者等への医療提供を行う協定締結

医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)が連携しながら、往診やオンライン診療等、処方薬の配送や服薬指導、訪問看護等を行う。

医療機関による往診、訪問看護等の実施に当たっては、関係学会等のガイドライン等を参考に、感染対策(個人防護具の着用等)を適切に実施するため、区は必要な情報提供を行う。

(2) 高齢者施設・障害者施設に対する医療支援体制

第二種協定指定医療機関(病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所)は、新型コロナ対応と同様、 地域の医師会等の関係者と連携・協力し、必要に応じ、薬局や訪問看護事業所と連携して、施設入所 者に対する往診や電話・オンライン診療等、医薬品対応、訪問看護等を行う。

区は、高齢者施設・障害者施設の入所者が必要時に速やかに医療機関による医療支援を受けることができるよう支援体制を整備する。

4 医療人材の派遣体制の確保

(1) 区における医療人材の派遣体制

新興感染症の発生に備え、平時から人材派遣を行う医療機関と協定を締結し、感染拡大期等に医療 人材が不足する際には、都が速やかに必要な人材を派遣する。

(2) 広域派遣の応援

ア 都・他区に広域派遣の応援を依頼する場合の判断基準

区内だけでは感染症医療担当従事者の人材確保が難しい状況となった場合は、都に他の自治体からの医療人材の確保の応援にかかる調整を求める。

イ 国による広域派遣の応援

DPAT(災害派遣精神医療チーム)の派遣

都では、災害時の精神保健医療活動について訓練を受けた災害派遣精神医療チーム(東京DPAT)を常設し支援活動ができる体制を整備しており、区は、必要に応じて派遣の要請を行う。

5 医療機関における個人防護具の備蓄

対象物資(品目)、備蓄量及び備蓄の運営方法

医療機関等は都との協定に基づき必要な物資の備蓄を行う。

備蓄用品リスト

医療機関・訪問診療・看護事業所向け5物資

- 1. サージカルマスク
- 2. N95マスク
- 3. アイソレーションガウン
- 4. フェイスシールド
- 5. 非滅菌手袋

6 患者の移送のための体制の確保

区は、患者等搬送事業者(民間救急事業者)を活用することで、患者の移送体制を確保する。

今後、新興感染症が発生した場合に、発生当初から東京消防庁による搬送が可能となるよう、消防 庁と連携し、患者を円滑に移送する体制の構築に向けた検討を進めていく。

(1)消防機関の役割

一類感染症等の患者は、協定に基づき消防機関は都が所有する感染症患者移送専用車両により患者を移送する。

今後、新興感染症が発生した場合に円滑な患者移送が可能となるよう、対応訓練等を通じて関係機関と連携しながら役割分担等の検討を進めていく。

(2) 患者等搬送事業者(民間救急事業者)の役割

ア 二類感染症患者の移送

区の委託等に基づき、患者を移送する。

イ 新型インフルエンザ等患者の移送

都、協会及び東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会の三者において締結した「新型 インフルエンザ患者移送体制構築に関する協定(以下、協定という。)」に基づき、配車調整の仕組 みを構築するなど、円滑な患者移送を実施する。

ウ 東京民間救急コールセンターにおける患者等搬送事業者(民間救急事業者)の紹介 協定に基づく都の要請を受け、協会は東京民間救急コールセンターを開設・運営する。

(3) 緊急時の圏域を超えた移送

平時から、緊急時の圏域を超えた移送に関する課題を関係者間で検討する。感染症患者の移送 先が都外などの広域に及ぶ場合にも、区は事前に民間の患者移送業者と協議し、迅速な移送ができ るよう努める。

第5 自宅療養者等の療養環境の整備

1 自宅療養者等の健康観察

新興感染症の発生時においても、新型コロナの対応を踏まえ、宿泊・自宅療養者の健康観察については、区は保健所および第二種協定指定医療機関その他医療機関、地域の医師会又は民間事業者への委託等により、適切に健康観察を行うことのできる体制を構築する。

区においては、必要時患者専用の相談センターを開設し、療養中の相談先をはじめ、体調不良時の 対応や感染予防など自宅療養に関する相談を受け付け、療養支援の強化を図る。

2 自宅療養者等の療養環境の整備・生活支援

新興感染症の発生時においては、民間事業者への委託を活用しつつ、効率的、効果的に生活支援等を行う体制を確保する。

また、支援を要する者(高齢者、障害者、要介護者等)に対して、自宅療養が継続できるよう、区は迅速かつ円滑に、庁内の関係部署(高齢者・障害者・福祉担当部門等)及び区内の関係機関(地域包括支援センター・患者のケアマネージャー等)と連携し支援提供を行う。

3 自宅療養者等への医療支援

新型コロナ対応と同様、区は都の取組を活用し病院、診療所、地域医師会等の関係者と連携・協力 した体制整備を行い、病院、診療所、薬局、訪問看護事業所は、必要に応じ、往診やオンライン診療 等、医薬品対応、訪問看護等を行う。

第6 高齢者施設・障害者施設等への支援

1 高齢者施設・障害者施設等に対する感染症対策支援

(1) 感染症対策の取組支援

区は、施設における感染症対策を支援するため、専用相談窓口の設置及び都の取組の活用を含め実 地で指導助言を行う要員を派遣する。

新興感染症等の発生時において、高齢者施設及び障害者施設に対して、感染対策に係る特別な支援が必要となる場合を想定し、感染症対策と施設運営の所管部局間の連携を強化する。

(2)集中的検査の実施等

新興感染症発生時には、新型コロナ対応における経験を踏まえ、都、国及び関係機関とも連携しながら、早期に感染症対応職員や施設運営スタッフの集中的検査に応じていく。

2 高齢者等医療支援型施設

都は、高齢者等医療支援型施設で、クラスターが発生した施設や自宅等から重症化リスクの高い高齢者や障害者等を受け入れ、常駐する医師や看護師が健康観察や治療を行い、症状が悪化した際は転院調整を実施した。また、入所者が ADL を維持し元の生活に戻るため、理学療法士等によるリハビリテーションを受けられる等、安心して療養できる環境を整備した。

区は、都が設置する高齢者等医療支援型施設の設置に際し対象者の入所調整について協議する。

第7 臨時の予防接種

予防接種法に基づく臨時接種が行われる事態においては、区は、都、国や医師会、薬剤師会等の関係機関、医薬品卸売団体等と連携して、速やかに実施体制を構築する必要がある。新興感染症の発生時等において、臨時予防接種が実施される場合には、ワクチンの特質や供給状況、対象者等を踏まえつつ、医療関係団体等と連携し、接種体制の構築を進めていく。

第8 保健所の業務執行体制の確保

1 有事における対応体制の整備

新興感染症の発生時等の有事においては、区は、地域の感染症対策の中核的機関である保健所がその機能を的確に果たせるよう、健康危機対処計画に基づいて速やかに発生状況に応じた業務執行体制に切り替える。

2 人員体制の確保等

(1) 所内体制の構築等

保健所は、新興感染症の流行開始(発生の公表)から多くの感染症対応業務が発生することを想定 し、都内流行開始と同時に全所対応体制に移行する。

区は、庁内職員の応援、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び人材派遣職員の活用、関係機関の職員等の応援派遣に向けた調整を行い、保健所が速やかに業務量に応じた人員体制を構築できるよう取り組む。

(2)職員の健康管理

新型コロナ対応では、土日夜間も含めて長時間及び長期にわたり膨大な業務量と対峙し、また心身に負荷の高い業務を担うこととなった経験を踏まえ、可能な限り負担の軽減を図れるよう、区は適切な業務管理や心理的な負担の軽減のための対策を行う。

(3) 外部委託や一元化

大規模な感染拡大が生じた場合などには、保健所の業務が増大し、個々の保健所の体制確保の取組に よっては対応が困難となるもしくは非効率となる状況も考えられる。

大規模な感染拡大時等において必要となる体制は、感染症の特性や発生の状況・経過等により様々なものが考えられるが、新型コロナへの対応において実施された対策を参考に、状況に応じて外部委託の活用等を行っていく。

【参考】新型コロナウイルス感染症流行時の外部委託・一元化の取り組み例

- ・都及び区が実施している保健所が利用できる多言語通訳の仕組みの活用
- ・重症患者等の入院調整、宿泊療養施設への入所調整及び自宅療養者等についての区、都及び医療機 関間で情報共有できる都のシステムの活用
- ・都が設置する入院調整本部における入院調整の活用
- ・都が設置する夜間入院調整窓口の活用
- ・有症状者からの相談対応及び診療・検査医療機関の案内を行う都が設置する発熱相談センターの活 用
- ・自宅療養者の健康観察等を行う都が設置するフォローアップセンターの活用
- ・診療・検査を行った医療機関が保健所に代わり健康観察を行う都の体制を活用
- ・都が設置する自宅療養サポートセンター等の活用による配食サービス支援やパルスオキシメーター 貸与

保健所の感染症業務を行う人員確保数(目標値)

No.			職員等	IHEAT 要員
No.	対応時期	想定状況	人数	人数
1	流行初期	新型コロナ第3波 R2.11 頃		
1	(発生の公表~1ヵ月)	区内陽性者数20人/日	40人	2人
2	流行初期	新型コロナ第3波 R2.12 以降		
2	(1~3ヶ月)	区内陽性者数40人/日	50人	2人
3	流行初期以降	新型コロナ第 6 波 R4.2 頃	7 0 ~	
3	(3~6か月)	区内陽性者数400人/日	80人	2人

第4章 その他感染症の予防の推進に関する施策

第1 特に総合的に予防施策を推進すべき感染症対策

1 結核対策

渋谷区における結核の新規登録患者は、平成 24 (2012) 年に 42 人、り患率 (人口 10 万対) 20.8 であったが、その後減少を続け令和 4 (2022) 年に 13 人、り患率 (人口 10 万対) 5.4 となった。国や都における令和 4 年のり患率は国が 7.8、都が 8.5 であり、都や全国より罹患率が低くなった。しかしながら、未だ全国的に見ると年間 1 万人以上が感染しており、過去の病気ではない。

渋谷区の結核罹患者は国や都と比較し若年者が少なく高齢者が多い傾向にある。また、今後外国出生 患者(結核登録患者のうち、外国生まれの患者)の増加が見込まれる。

区は、感染拡大のリスクが高い集団への健康診断や普及啓発、外国出生患者への多言語対応、結核菌株確保による病原体サーベイランス、患者の生活環境に合わせた服薬治療支援(DOTS)の一層の推進、接触者調査と接触者健康診査の徹底、院内感染対策の支援、入院・外来医療機関の連携体制の確保、区民及び医療・福祉従事者への普及啓発等結核対策をより一層推進する。

2 HIV/エイズ、性感染症対策

区における新規のHIV感染者・エイズ患者の報告数は、近年、横ばいで推移している。また、年代別では、20歳代、30歳代の若い世代が過半数を占めている。

一方、医療の進歩に伴い、早期発見・早期治療により、感染者は健常者と同等の生活を送ることができるようになり、HIV感染症の疾病概念は、「不治の特別な病」から「コントロール可能な慢性疾患」に変化し、今後、長期にわたり医療や地域サービスを必要とするHIV陽性者が増加すると考えられる。

そのため、主に若い世代を中心とした普及啓発や区民の利便性に配慮した検査相談体制を確保する一方、治療や療養を続けていくHIV陽性者を支える仕組みの構築など、感染の拡大防止とHIV陽性者の支援を目的とした、総合的なHIV/エイズ対策を推進していく。

また、近年、梅毒の患者報告数が増加しており、特に男性は20歳代から50歳代、女性は20歳代の割合が増加している。梅毒をはじめとする性感染症は、性的接触が主な感染経路であることや、性感染症にり患すると他の性感染症の感染リスクも高くなることから、感染状況に応じた普及啓発を着実に実施するとともに、受診しやすい検査体制を整備する等、性感染症を早期に発見するための対策を推進していく。

3 一類感染症等対策

平成26年に、エボラ出血熱が西アフリカにおいてこれまでにない規模で流行し、平成27年には、

中東呼吸器症候群(MERS)が韓国において医療機関を中心に感染拡大する事例が発生している。

国際化の進展などにより、国内未発生の一類感染症等が海外から持ち込まれ都内で発生するリスクは以前にも増して高まっていることから、区は、平時から、都と連携し感染症指定医療機関や関係機関との連携体制の構築、発生時に備えた訓練や感染防止資器材の整備などにより、患者の受入れ、院内感染防止、医療提供を円滑かつ安全に行えるよう、感染症指定医療機関をはじめとする医療機関の体制強化を推進する。

4 蚊媒介感染症対策

平成26年に約70年ぶりとなるデング熱の国内感染事例が発生した。また、近年、気候変動にともなう世界的な蚊の生息域拡大による蚊媒介感染症の増加が懸念されている。

区内でも今後輸入例を発端に蚊媒介感染症の発生や感染拡大が生じることは十分考えられることから、媒介蚊対策、患者の早期把握、医療提供体制の確保、国内感染症例発生時における感染地の推定や蚊の駆除等を的確に実施する体制を確保する。

5 麻しん・風しん対策

麻しんについては、平成19年の大流行を受け、麻しん対策会議を設置し、医療機関や大学等に向けたワクチン接種を推進するため普及啓発活動の実施、未接種者に対するワクチン接種促進など、麻しん排除に向けた取組を進め、平成27年3月に世界保健機関西太平洋地域事務局から我が国が排除状態にあることが認定された。しかし、令和元年には輸入症例を端として区内でも多くの発生が報告されるなど、引き続き警戒が必要である。

風しんについては、平成24年から25年にかけて成人を中心とした流行が発生し、先天性風しん症候群の発生も報告されたことを受け、風しん対策会議を設置し、医療、教育、企業、行政等の関係者が連携して、先天性風しん症候群の予防のためのワクチン接種の支援や啓発など対策を実施しているが、平成30年から令和元年にかけても再び流行が発生している。

麻しんの排除状態の維持、先天性風しん症候群発生の防止及び風しん排除を目標とし、区は定期予防接種の勧奨や任意の風疹抗体検査、麻しん風しん混合ワクチン接種助成等を実施し、引き続き関係者が一体となって麻しん・風しん対策を推進する。

6 新型インフルエンザ等対策

本計画と整合性を図ることとされている「渋谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」では、サーベイランス・情報収集、情報提供・共有、区民相談、感染拡大防止、予防接種、医療提供などを取り上げている。

なお、同計画は、新たな知見や情報の更新に応じ、適宜見直すものとする。

第2 その他の施策

1 災害時の対応

災害時には、衛生環境の悪化や避難所での生活による体調の変化などにより、感染症が発生しやすい 状況となることから、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震における経験を踏まえ、区は災害時への 備えと区民への事前の普及啓発に取り組む。

また、災害が発生した際には、区は、避難所等での感染予防策などの周知、感染症情報の収集、感染症が発生した際の迅速な防疫措置等により、感染症の発生及びまん延の防止を図る。

2 外国人への対応

海外から区を訪れる人は年々増加しており、来訪目的も、観光、ビジネスなど多岐にわたっている。 これらの外国人向けに都内の感染症の発生状況や感染防止のための情報、感染症が疑われる症状を発症した際の受診方法などについて、多言語でわかりやすい情報を提供していく。

また、外国人の感染症患者が発生した場合には、大使館等の関係機関との連携や、保健所が利用できる多言語通訳の仕組を構築し、保健所の疫学調査や保健指導の円滑な実施により、患者の不安軽減を図りながら、受診、原因究明、感染拡大防止を実施できるようにしていく。

なお、感染が疑われる不法入国者等に対しては、検疫所の検疫業務や警察・入国管理に係る法令違反 捜査等の司法活動と連携し、感染拡大防止に必要な対応を講じる。